

令和5年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和4年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、在宅医療の推進のため、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく県内の病院又は診療所）、薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の規定に基づく県内の薬局をいう。）、地域医療連携推進法人又は市町村（以下「補助事業者」という。）において、訪問診療の際に使用する医療機器の整備、オンライン診療及びオンライン服薬指導の際に使用する医療車両並びにオンライン服薬指導のシステム導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助事業者については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書及び関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (2) 補助事業の内容等の変更(補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなけ

ればならない。

- 2 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であつて、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度以降に、知事から訪問診療の実績等の状況について資料の提出を求められた場合、別途定められる期限までに報告しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第11号及び第12号、第8条第3項及び第4項並びに第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。